

# 杉並子育て応援券事業実施要綱

平成28年3月25日  
杉並第64737号

改正 平成29年3月10日杉並第65681号 平成30年3月23日杉並第67943号  
平成31年3月20日杉並第64571号 令和2年3月23日杉並第68275号  
令和3年4月1日杉並第11796号

杉並子育て応援券事業実施要綱（平成19年3月22日杉並第86336号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、親の子育て力と地域の子育て力を高め、妊娠、出産及び育児による不安感の解消と負担感の軽減を図るとともに、子どもが伸びやかに育ち、子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てできる地域を作るため、有料の子育て支援サービスの購入に利用できる杉並子育て応援券（以下「応援券」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援券 1枚当たり500円に相当する子育て支援サービスと交換できるチケット（第1号様式）をいう。
- (2) 出生児 出生後の最初の4月1日までの間にある者をいう。
- (3) 乳幼児 満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（出生児を除く。）をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児又は出生児を現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。
- (5) 妊婦 妊娠中の女子をいう。
- (6) 多子世帯 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が、同一世帯内に3人以上いる世帯をいう。
- (7) 多子 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が、同一世帯内に3人以上いる世帯の3人目以降の子をいう。

（応援券の交付対象者）

第3条 この要綱により次条第1号から第5号までに定める応援券の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「保護者等」という。）とする。

- (1) 出生児と同一世帯の保護者で杉並区（以下「区」という。）に90日以上住所を有するもの
- (2) 乳幼児と同一世帯の保護者で区に90日以上住所を有するもの
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院及び同法第41条に規定する児童養護施設の施設長

2 この要綱により次条第6号に定める応援券の交付を受けることができる者は、区に住所を有し、杉並区出産・子育て相談支援事業実施要綱（平成27年11月30日杉並第45773号）第5条第1項に定める面接（以下「ゆりかご面接」という。）を受けた妊婦とする。

（応援券の種類）

第4条 区が交付する応援券は次に掲げる種類とする。

- (1) 出生0歳児無償応援券 出生児を対象として、その保護者等に交付する応援券（以下「出生0歳児券」という。）をいう。
- (2) 多子世帯用出生0歳児無償応援券 前号出生0歳児券のうち、多子に該当する子を対象に出生0歳児券を増額してその保護者等に交付する券（以降「出生0歳児多子券」という。）をいう。
- (3) 0歳児転入者・1～2歳児無償応援券 満2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児を対象として、その保護者等に交付する応援券（以下「無償券」という。）をいう。
- (4) 多子世帯用0歳児転入者・1～2歳児無償応援券 前号に該当する乳幼児のうち、多子に該当する乳幼児を対象として、無償券を増額してその保護者等に交付する応援券（以下「多子券」という。）

をいう。

(5) 乳幼児有償応援券 乳幼児を対象として、その保護者等に有償で交付する応援券（以下「有償券」という。）をいう。

(6) ゆりかご無償応援券 ゆりかご面接を受けた妊婦を対象に交付する応援券（以下「ゆりかご券」という。）をいう。

（出生0歳児券及び出生0歳児多子券の交付申請）

第5条 出生0歳児券及び出生0歳児多子券の交付を受けようとする保護者等は、出生日の属する年度の翌々年度の9月30日（土曜日又は日曜日に当たる場合は、その前の金曜日）までに、杉並子育て応援券交付（出生時）申請書（第2号様式。以下「出生時申請書」という。）を区長宛てに提出するものとする。この場合において、出生日が4月1日のときは、当該出生日は前年度に属する日として取り扱うものとする。

2 区長は、出生時申請書の提出があったときは適当と認めた者について、毎年度の予算の範囲内で出生児ごとに出生0歳児券1年度分60枚、出生0歳児多子券1年度分70枚を一括して交付する。

（無償券及び多子券の交付申請）

第6条 無償券及び多子券の交付を受けようとする保護者等は、当該児が交付対象となった年齢に達した年度の翌年度の9月30日（土曜日又は日曜日に当たる場合は、その前の金曜日）までに、杉並子育て応援券交付（無償）申請書（第3号様式。以下「無償券申請書」という。）を区長宛てに提出するものとする。この場合において、出生日が4月1日のときは、当該出生日は前年度に属する日として取り扱うものとする。

2 区長は、無償券申請書の提出があったときは適当と認めた者について、毎年度の予算の範囲内で乳幼児ごとに無償券1年度分30枚、多子券1年度分40枚を一括して交付する。

3 第1項に定める無償券申請書の提出は、翌年度も同様に申請を行う場合、区長が認めたときは省略することができる。

（有償券の交付申請及び交付決定）

第7条 有償券の交付を受ける保護者等は、次に掲げる交付月の申請期限（土曜日又は日曜日に当たる場合は、その前の金曜日）までに杉並子育て応援券交付（購入）申請書（第4号様式。以下「購入申請書」という。）及び杉並子育て応援券購入費口座振替（自動払込）依頼書（第5号様式）を区長宛てに提出するものとする。ただし、乳幼児が満6歳に達する年度の第3号の交付月に係る購入申請書の提出はできないものとする。

(1) 7月交付 申請期限5月31日

(2) 11月交付 申請期限9月30日

(3) 3月交付 申請期限1月31日

2 区長は、購入申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めた者について、杉並子育て応援券交付決定通知書（第6号様式。以下「交付決定通知書」という。）を保護者に交付する。

3 第1項に規定する購入申請書の提出後に、有償券20枚を1つづりとした簿冊の数（以下「冊数」という。）を変更しようとするときは、第1項各号に定める申請期限までに、杉並子育て応援券交付（購入）冊数変更申請書（第7号様式）を区長宛てに提出するものとする。

4 第2項の規定により、交付決定通知書の交付を受けた者は、有償券1冊当たり4千円の購入費を、口座振替の方法により、有償券を交付する月の前月の末日（金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日）までに区に納付するものとする。ただし、口座振替の方法が困難なときは、納入通知書により納付することができる。

5 区長は、前項の規定による納付があったときは、第1項各号に定める交付月に毎年度の予算の範囲内で、有償券を乳幼児ごとに年間3冊を限度として交付する。

（ゆりかご券の交付申請）

第8条 ゆりかご券の交付を受けようとする妊婦は、杉並子育て応援券交付（ゆりかご券）申請書（第8号様式。以下「ゆりかご券申請書」という。）を区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、ゆりかご券申請書の提出があったとき、適当と認めた者について、毎年度の予算の範囲内で、妊婦にゆりかご券20枚を一括して交付する。

（交付台帳の登載）

第9条 区長は、第3条各号に掲げる応援券を交付した者を、杉並子育て応援券交付台帳（第9号様

式。以下「交付台帳」という。)に登載する。

(応援券の有効期限)

第10条 応援券の有効期限は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第4条第1号及び第2号に定める応援券 発行年度の翌々年度の末日
- (2) 第4条第3号、第4号及び第6号に定める応援券 発行年度の翌年度の末日
- (3) 第4条第5号に定める応援券 発行年度の翌年度の末日、又は乳幼児でなくなった日のいずれか早い日

(応援券の使用停止)

第11条 保護者等又は妊婦が、次の各号のいずれかに該当したときは、応援券を使用することはできないものとする。

- (1) 交付対象となる乳幼児又は妊婦が死亡したとき。
- (2) 区から転出したとき。
- (3) その他応援券の交付を受ける要件を欠いたとき。

(有償券の払戻し及び還付)

第12条 交付した有償応援券の払戻しは行わないものとする。ただし、保護者等が前条各号の事由に該当した場合で、有償券が有効期間内であり、かつ、簿冊内の全ての応援券が未使用であるときは、該当した日の翌月から6箇月以内に杉並子育て応援券購入費払戻請求書兼口座振替依頼書(第10号様式)を区長宛てに提出し、1冊当たり4千円の払戻しを受けることができる。

2 区長は、有償券の交付までに保護者等が前条各号の事由に該当したときは、納付した有償券の購入費を還付することができる。

(変更届)

第13条 応援券の交付を受けた者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに区長宛てに杉並子育て応援券申請事項変更(消滅)届(第11号様式)を提出するものとする。ただし、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に定められた届出又は戸籍法(昭和22年法律第224号)に定められた届書の提出に伴う変更がされた場合は、この限りでない。

(譲渡及び不正使用等の禁止)

第14条 応援券は、交換、譲渡又は売買してはならないものとする。

2 応援券の交付を受けた者が、交付を受けた応援券を交換し、譲渡し、売買し、又は偽りその他不正な行為により応援券を使用したことが明らかになった場合、区長は未使用の応援券の返還を請求するとともに、当該年度以降において、応援券を交付しないことができるものとする。

3 応援券の交付を受けた者が、偽りその他不正の行為によって応援券によりサービスを利用し、既に事業者が第26条による換金を受けている場合、区長は応援券の交付を受けた者にその取引対価の支払額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(再交付)

第15条 応援券の再交付は行わないものとする。ただし、有効期間内の有償券に著しい汚損等が認められ、券番号の判読ができない場合、保護者等は杉並子育て応援券(有償券)再交付申請書(第12号様式)を区長宛てに提出し、未使用相当分の有償券の再交付を受けることができる。

(応援券の使用制限)

第16条 応援券は、第19条により登録した事業者(以下「事業者」という。)の提供する対象サービス(以下「サービス」という。)を利用した場合において、その取引対価の全部又は一部として使用することができるものとする。ただし、対象となる乳幼児若しくは出生児又は妊婦について利用1回当たりの応援券の利用上限額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第19条第1号に定めるサービス 3千円
- (2) 第19条第1号に定めるサービスのうち、コンサート、観劇、人形劇を対象児と保護者及び同一世帯内の中学生以下の兄姉で利用するとき 6千円
- (3) 第19条第1号に定めるサービスのうち、区内で実施される季節のイベント・お祭りなどを対象児と保護者及び同一世帯内の中学生以下の兄姉で利用するとき 3千円
- (4) 第19条第2号に定めるサービス 5千円
- (5) 第19条第2号に定めるサービスのうち、子育て講座及び子どもの健康相談小児はり 3千円
- (6) 第19条第2号に定めるサービスのうち、日帰り産後ケア 1万5千円

- (7) 第19条第2号に定めるサービスのうち、短期宿泊による産後ケア 3万円
- (8) 第19条第3号に定めるサービス 2万円
- (9) 第19条第4号のサービス 5千円

2 区が特に必要と認めるサービスについては、前項各号とは別に定めるものとする。

(応援券の廃棄)

第17条 次の各号のいずれかに該当する応援券については、係長級職員による現品の確認後、子ども家庭部地域子育て支援担当課長（以下「課長」という。）の決裁を受けたのち、シュレッダー処理により廃棄を行う。

- (1) 第5条第1項に定める日までに申請がなく、未交付となった出生0歳児券及び出生0歳児多子券
- (2) 第6条第1項に定める日までに申請がなく、未交付となった無償券及び多子券
- (3) 第7条第4項による納付がなく、未交付となった有償応援券
- (4) 当該年度内に申請がなく、未交付となったゆりかご券
- (5) 保護者等又は妊婦から返還された第11条の定めにより使用できなくなった応援券
- (6) その他課長が特に廃棄することが適当であると認めたもの

(事業者)

第18条 応援券の対象となるサービスを提供する事業者は、子ども家庭部長が別に定める登録ガイドライン（以下「登録ガイドライン」という。）の基準を満たした民間事業者、NPO及び区民主体の団体・グループ等とする。

(サービス)

第19条 応援券の対象となるサービスは、次の各号のいずれかに該当するサービスで、登録ガイドラインに定める承認基準を満たすものとする。

- (1) 親子地域ふれあいサービス
- (2) 親（妊婦を含む。）を支援するサービス
- (3) 子どもを預かるサービス
- (4) その他区長が特に認める子育て家庭を支援するサービス

(事業者登録及びサービス承認の申請)

第20条 事業者として登録を受けようとする者は、杉並子育て応援券サービス提供事業者登録申請書（第13号様式）により、区が指定する日までに区長宛てに申請するものとする。

2 事業者は、その提供しようとするサービスごとに、杉並子育て応援券サービス承認申請書（第14号様式）により、区が指定する日までに区長宛てに申請するものとする。

(サービス承認の決定及び登録名簿)

第21条 区長は、事業者から前条第1項及び第2項の申請があったときは、次条に規定するサービス提供事業者等審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て承認の可否を決定し、杉並子育て応援券サービス提供事業者登録承認（不承認）通知書（第15号様式）により条件（不承認の場合は理由）を付して、当該事業者に通知する。

2 区長は、既に登録している事業者から前条第2項の申請があったときは、審査会の審査を経て承認の可否を決定し、当該事業者に杉並子育て応援券サービス登録承認（不承認）通知書（第16号様式）により条件（不承認の場合は理由）を付して、当該事業者に通知する。

3 区長は、第1項により登録を承認した事業者について、登録事業者名簿（第17号様式）を備え付けなければならない。

(審査会)

第22条 区長は、事業者及びサービスの内容を審査するため、審査会を置くものとする。

2 審査会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 子ども家庭部長
- (2) 子ども家庭部地域子育て支援担当課長
- (3) 子ども家庭部管理課保健担当係長
- (4) 子ども家庭部保育課保育支援係長
- (5) 子ども家庭部児童青少年課児童館運営係長

3 審査会は、登録ガイドラインに基づき、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 事業者としての登録内容に関する事項
  - (2) サービスの提供内容に関する事項
  - (3) 事業者登録及びサービス承認の取消しに関する事項
- 4 審査会の庶務は、子ども家庭部管理課において処理する。  
(事業者の遵守事項)

第23条 事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 応援券事業の趣旨を理解し、良質な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、広く利用者にサービスの周知を図ること。
- (2) 偽造された応援券や他人による不正利用等、応援券の不正な利用が明確である場合は、応援券の受理を拒否するとともに速やかに区長に通報すること。
- (3) 第21条の承認を受けた後、登録事項に変更を生じたときは、杉並子育て応援券サービス提供事業者登録事項変更届出書（第18号様式）又は杉並子育て応援券サービス変更事項届出書（第19号様式）により、速やかにその旨を区長宛てに届け出ること。
- (4) 第21条の承認を受けた後、事業者としての活動を廃止又は休止するときは、杉並子育て応援券サービス提供事業者登録休止・廃止届出書（第20号様式）により、速やかにその旨を区長宛てに届け出ること。
- (5) 第21条の承認を受けた後、承認されたサービスを廃止又は休止するときは、杉並子育て応援券サービス登録休止・廃止届出書（第21号様式）により、速やかにその旨を区長宛てに届け出ること。
- (6) 毎年度、区が定める基準に従い、登録ガイドラインの基準を満たしているかどうかについて、区長宛てに自己評価書を提出すること。
- (7) 応援券事業の実態を把握するため、区長が実施する調査に協力すること。  
(調査等)

第24条 区長は、事業者の提供するサービス内容に関して必要があると認めるときは、当該事業者に説明を求め、又は実態を調査することができるものとする。

(事業者登録及びサービス承認の取消し)

第25条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査会において審査し、第21条の事業者登録又はサービス承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録ガイドラインの基準を満たすことができなくなったとき。
  - (2) 不正の手段により第21条の事業者登録又はサービス承認を受けたことが明らかになったとき。
  - (3) 事業者としての活動又は承認されたサービスを廃止したとき。
  - (4) 事業者としての活動又は承認されたサービスを休止した日から2年を経過したとき。
  - (5) 第23条第6号の自己評価書を、区長が定める期限までに提出しなかったとき。
  - (6) 前条の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
  - (7) 次条の応援券換金の請求に関し、不正があったとき。
  - (8) 前各号のほか、事業者登録又はサービス承認を取り消すことが妥当であると、審査会において認められたとき。
- 2 事業者登録又はサービス承認の取消しは、杉並子育て応援券サービス提供事業者登録取消通知書（第22号様式）又は杉並子育て応援券サービス登録取消通知書（第23号様式）により行うものとする。

(換金)

第26条 事業者は、区が応援券事業の事務の一部を委託契約する事務代行業者を経由の上、使用済みの応援券に杉並子育て応援券請求書（第24号様式）を添えて、区長宛てに換金を請求するものとする。

- 2 換金を請求できる期限は、使用済みの応援券に記載された有効期限の日から起算して6箇月以内とする。
- 3 区長は、第1項の規定による換金の請求を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、請求のあった金額を当該事業者に支払う。

(換金額の返還)

第27条 区長は、事業者が偽りその他不正の行為によって前条の支払いを受けたことが明らかになった場合は、その支払額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか杉並子育て応援券事業の実施に必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行日前、杉並子育て応援券事業実施要綱（平成19年3月22日杉並第86336号）第3条の規定により交付した応援券の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この要綱第4条第4号に掲げるゆりかご券については、経過措置として平成27年4月1日から平成28年3月31日までに妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受け、引き続き区内に居住し、平成28年4月2日以後に生まれた子の保護者にも交付する。

附 則（平成31年3月20日杉並第64571号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日杉並第68275号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日杉並第11796号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略